

小金井市マイナンバーカード出張交付窓口委託プロポーザルによる
業者選定審査基準

I 審査基準

1 第一次審査基準

項目	評点項目	評価の着目点
1	会社概要及び実績	経営状況等、類似業務実績
2	企画提案書等	業務の取組内容、人材確保や配置の実現性
3	見積書	見積額の妥当性

2 第二次審査基準

項目	評点項目	評価の着目点
1	全体計画	提示している業務を実施するための適切な提案がなされているか
2	業務体制	実効性、専門性 人員配置、業務遂行体制 緊急時対応 十分な物品、什器、執務環境の整備 個人情報保護 等
3	業務内容	実務実績 柔軟に対応できる体制 等
4	広報	効果的かつ具体的な内容の提案がなされているか
3	プレゼンテーション及びヒアリング	わかりやすさ 業務担当者の意欲、知識、経験
4	見積書	提案内容との妥当性、合理性
5	その他	独自の提案・工夫

II 審査評価方法

事前に提出される企画提案書等による第一次審査（書類審査）及び第二次審査（企画提案書の審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）において、業者選定審査基準によって判定を行い、その総合点数により候補者と次点者を決定する。

III 審査項目

別紙「小金井市マイナンバーカード出張交付窓口委託プロポーザル評点票」のとおりとする。

IV 評価基準・評価点数

審査項目に対する評価基準及び評価点数は、以下のとおりとする。

評価点数	評価基準	説明
5	特に優れている	当該要素について、評価できるもののうち、特にそれが顕著な水準である。
4	優れている	当該要素について、評価できるもののうち、円滑に遂行できる水準である。
3	ふつう	当該要素について、被評定者に要求したレベルをほぼ満たしており、特に支障のない水準である。
2	やや劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、時には支障をきたす恐れがある水準である。
1	劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、頻繁に支障をきたす恐れがある水準である。

V 判定

各審査項目の評価点数は、評価基準によって判定を行い、その総合点数で判定する。

VI 候補者の選定

委員長を含む各委員が評点票により審査し、委員全員の総合点数を集計した最上位者を候補者に、次点の者を次点者として選定する。

ただし、最上位者の総合点数から、当該事業の内容に適合した履行がされないおそれがあると選考委員会が判断した場合は、いずれの候補者も選定しないことができる。

VII 企画提案にあたっての留意事項

提出後の企画提案書等の追加及び修正は認めないこととする。